

NEWS RELEASE



2024年12月23日
日本新薬株式会社
広報部

各位

サレプタ社との米国訴訟の公判の評決結果についてのお知らせ

日本新薬株式会社（本社：京都市南区、代表取締役社長：中井 亨、以下「当社」）は、デラウェア州連邦地方裁判所（デラウェア州ウィルミントン）において、2024年12月16日から20日まで行われた公判の結果、サレプタ・セラピューティクス社（Sarepta Therapeutics、以下「サレプタ社」）が西オーストラリア大学（UWA）から取得した特許（以下UWA特許）は有効であり、当社によるデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療薬であるビルテプソの販売行為に基づき、サレプタ社の損害額が115.2百万ドルであるとの陪審評決が下されましたことをお知らせします。

あわせて当社の特許は無効であるとの陪審評決が下されましたことをお知らせします。

当社は2021年7月14日、サレプタ社に対し、当社の知的財産を防御する目的でデラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その後、サレプタ社は知的財産権の侵害を理由に反訴を提起していました。

当社は、今回の陪審評決に関する対応について、陪審審理後の申し立てや控訴を含むあらゆる選択肢を検討していきます。

なお、今回の評決結果は、ビルテプソの販売および当社が進めている他のエクソンスキッピング薬の開発に影響を及ぼすものではありません。

以上